

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書
旧指標（～2025年3月末）から新指標（2025年4月1日～）への切り替えに関する
日工会手続きにおける留意事項

【制度の変更概要】

- ・生産性向上指標の見直し

【旧指標 ※2025/3/31 まで】	【新指標 ※2025/4/1 から】
生産効率	単位時間当たり生産量
精度	歩留まり率
エネルギー効率	投入コスト削減率
その他	

- ・適用期限の延長：2027年3月末まで

※経営力向上計画の経過措置について

旧指標での措置が対象となるのは、2025年3月31日までに経営力向上計画の申請が行われたもののみとなります。詳細は（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2025/250313.html>）をご参照ください。

【該当設備申請における留意点】

- 旧指標で該当設備として承認を得たものも含め、全ての機種で新指標での審査・承認が必要となります。
- 旧指標の指標を用いて申請することも可能ですが、事務局が適切でない判断したものは、別の指標で申請し直していただく必要があります。
- 新指標の考え方

「単位時間当たり生産量」

- ⇒必ず“時間当たり”で評価してください。時間の単位は問いません（ex：1分、1時間、1日）
- ⇒生産量を示す指標は、物理的な量で示してください（ex：テストサンプル品(個/h)、切削量 (cm³/min)等）

「歩留まり率」

- ⇒完成品数÷投入原料数、良品数÷完成品数、等 ※その他、事務局が適切と認めたもの

「投入コスト削減率」

- ⇒必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率、等 ※その他、事務局が適切と認めたもの

- 生産性向上指標として用いた数値のエビデンス資料を必ずご提出ください。カタログ、仕様書に記載がない場合は、製造事業者側で資料を作成し、ご提出ください。

【製造事業者で作成するエビデンス資料の推奨記載事項】

- ・申請モデルと一代前モデルの指標数値の算出過程
- ・指標算出の条件…サンプル品の素材・大きさ、加工条件、等
※実測定である必要はありませんが、計算値の場合は算出根拠を明白にしてください。
※その他、事務局が必要と判断した場合には、追加の情報をご提出いただきます。